



令和6年(2024年)7月5日

保護者 様

宇部市教育委員会
教育長 野口 政吾

「家族でやま学の日」について

小暑の候 保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素から本市の教育活動に、御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、山口県では、令和6年度から「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもたちが、休業日以外でも、家族とともに、校外で体験や探究の学び・活動を行うことができる「家族でやま学の日」を導入し、休暇を家族で過ごせる仕組みを構築することとしています。

つきましては、宇部市においても、「家族でやま学の日」の取組を別添「『家族でやま学の日』活用の手引き」のとおり実施しますので、取組の趣旨を御理解の上、御活用ください。

なお、活用については、令和6年度の2学期（令和6年8月26日）からとします。

また、本市においては、保護者と子どもを預ける大人（成人）の双方の合意があれば、地域や子育て支援団体等の保護者以外の大人と一緒に活動する場合についても活用可能とします。

宇部市教育委員会
学校教育課

担当 佐々木・大山
電話 0836-34-8611
FAX 0836-22-6066

1 ねらい

- 山口県が進める「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、県内の公立学校に通う子どもたちが、休業日以外でも家族とともに、校外で体験や探究の活動を行える「家族でやま学の日」を導入し、家族で過ごせる仕組みを構築する。
- 「やまぐちで学ぶ」、「やまぐちを学ぶ」ことで、山口への愛着を深める。

2 活用について

- 校外での自主学習活動として位置付け、「欠席」扱いとはせず「出席停止・忌引等」の扱いとなります。保護者等の休暇に合わせて取得することができます。
- 事前に保護者が学校へ所定の申請書を提出してください。(恩田小では、申請書は学校に申し出るか又は学校HPよりダウンロードしてください。)
- 活用できる日数は、年間3日です。申請は1日単位とします。残った日数を次年度に繰り越すことはできません。
- 申請できない日は次のとおりです。
 - ① 入学式、卒業式挙行日(式に参列する学年について)
 - ② 定期テスト(中学校)、全国学力・学習状況調査実施日
 - ③ その他、校長が指定する日
- 令和6年度の2学期(令和6年8月26日)から活用できます。
- 給食については、「家族でやま学の日」活用日の前々月の20日までに申請があった場合、停止します。なお、申請後の停止取り消しはできません(その際、当日の給食の提供はできませんので御留意ください)。
- 「家族でやま学の日」を活用したことで受けられなかった授業の学習内容は、原則、家庭で補うこととしていますので御理解ください。

3 活動内容について

- 「体験」「探究」の学びの要素があれば、県外や旅行に出かけることも可能です。キャンプや博物館、美術館巡り、コンサート等の各種イベントへの参加についても認められます。
- 保護者と子どもを預ける大人(成人)の双方の合意があれば、地域や子育て支援団体等の保護者以外の大人と一緒に活動する場合についても活用可能とします。
- 「家族でやま学の日」に関する事後の報告等は求めませんが、各御家庭で次の学びにつながる「振り返り」を行ってください。

4 「家族でやま学の日」の活動のポイント

- 家族等と「一緒に過ごす時間」が大切です。
- 「何のために、何を学ぶか」を事前に子どもと一緒に話し合ってみてください。
- 遠くに行かなくても、身近な地域にも「学びの種」はあふれています。

5 活用例

◇地域の史跡めぐり◇  地域ガイドと一緒に史跡をめぐり、地元の歴史について学び、新聞やスライドにまとめてみよう	◇身近な植物調査◇  家の周りの植物について図鑑やインターネットを使って調べ、分布や季節による違いを整理してみよう	◇いろいろな表現で◇  家族で使う食器など、自由な発想で形作り、実際に使った感想を交流しよう
◇家族で農具体験◇  収穫した野菜などを使ったオリジナル献立を考え、調理を計画して、家族にふるまってみよう	◇自然を感じる◇  山や川、海などの自然に触れ、そこでしかできない体験をしてみたり、写真などの記録におさめたりしてみよう	◇新たなスポーツへの挑戦◇  普段学校では経験できないユースポーツに、家族みんなで挑戦したり、独自のルールを考案したりしてみよう

「家族でやま学の日」Q&A

Q1 どうして「家族でやま学の日」を作ったのですか？

山口県では、県政の最重要課題である人口減少の要因の一つである少子化を克服していくために、「全ての人がこどもや子育て中の方々を応援していくという社会全体の意識改革」を進めていくことが重要だと考えています。こうした取組の一環として、これまでの働き方改革に加え、子育ての楽しさを実感できる時間を増やし、子育てに男性も積極的に参画できるようにするための、「こどもや子育てにやさしい休み方改革」を全県的に展開していきます。「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の取組の一つとして「家族でやま学の日」を創設しました。

Q2 「家族でやま学の日」を連続して取ることはできますか？ また、残った日は、次年度に繰り越すことはできますか？

「家族でやま学の日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 急遽休みが取れることになった場合、前日に「家族でやま学の日」を届け出ることはできますか？

申請の期限については、管轄の教育委員会によって異なりますので、学校若しくはお住いの市町教育委員会にお問い合わせください。しっかりとした計画を立てて学習活動を行っていただきたいので、早めの申請をお願いします。

Q4 「家族でやま学の日」に、県外や旅行に出かけてもよいのですか？

やま学(やまぐち型地域体験・探究学習活動)ですので、「体験」「探究」の学びの要素が必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますし、県外で学んだことについて山口県と比較するような学習に取り組むことで、「やま学」が充実すると思います。大切な授業の代わりの活動ですので、家族でよく話し合って計画を立ててください。

Q5 どのような活動であれば、「やま学」になるのですか？

「やま学」は、①保護者と一緒に行う、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②を満たす活動が「やま学」ということになります。県のホームページにもある活動例などを参考にして、子どもとよく話し合い、「何を学ぶか」をはっきりさせる必要があります。身近な地域にも、学びの種はたくさんあるはずですよ。家族でしっかりと計画され、よりよい学びにつなげてください。

・・・・・・・・【お問い合わせ先】・・・・・・・・

■制度全般に関すること

山口県教育委員会 義務教育課 ☎083-933-4595

■申請に関すること

お住いの市町教育委員会 学校教育課まで

【義務教育課 QR コード】

